

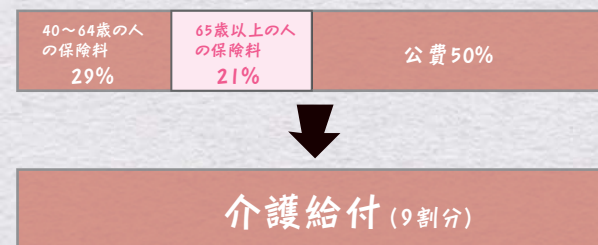
介護保険料のお知らせ

65歳以上(第1号被保険者)の皆さまへ

介護保険料は介護サービスの大切な財源です

介護保険は、老後の生活と家族の介護の負担を助けてくれる支えあいの制度です。介護が必要となったときには、誰もが安心して介護サービスを利用できるように介護保険料は必ず納めましょう。

(介護サービスを利用する場合には自己負担は1割ですが、残りの9割は市の介護保険から給付しています。また、この給付額の21%は65歳以上の人の保険料でまかっています)



介護保険料の決め方は?

介護保険料は、ご本人の所得や同じ世帯のご家族の課税状況によって決まります。年間の保険料額は、所得段階ごとに分かれていて第1～第9段階まであります。通知書が届きましたら、この所得段階と年間の保険料額、徴収方法、期別(月別)保険料額などをご確認ください。

25年度介護保険料一覧表

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者で、その属する世帯全員が住民税非課税	基準額×0.50	28,920円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の人	基準額×0.50	28,920円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の人	本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円以下の人	基準額×0.65 37,596円
		上記の合計が120万円を超過する人	基準額×0.75 43,380円
第4段階	世帯の誰かが住民税課税者で、本人は住民税非課税の人	本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の人	基準額×0.80 46,272円
		上記の合計が80万円を超過する人	基準額 57,840円
第5段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.10	63,624円
第6段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	基準額×1.25	72,300円
第7段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が190万円以上300万円未満の人	基準額×1.50	86,760円
第8段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.75	101,220円
第9段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.85	107,004円

各所得段階別の年間保険料は前年度と変わりません



問い合わせ 高齢者介護課 介護保険係
☎57-8510

7月10日頃に納入通知書を郵送します



納入方法は2種類です

◆天引き◆

介護保険料は、年金が年額18万円以上の人は基本的に年金から天引きとなります。通知書は、「特別徴収」となっています。天引きであるため納付書は入っていません。日本年金機構からの「年金振込通知書(ハガキ)」の人でも介護保険料額をご確認ください。
※天引きが10月から始まる人は、9月までは納付書でのお支払いとなります

◆納付書◆

通知書は、「普通徴収」となっています。年金が年額18万円以上ある人でも、年度の途中で65歳になった人、転入された人、または収入申告の修正があり所得段階が変わった人には納付書を同封しています。市役所会計課・支所または納付書に記載されている金融機関でお支払いください。

福祉事務所
だより No.13

問い合わせ 福祉事務所
☎57-8509

困ったこと、悩み事があったら…

ご相談ください!

障害のある人やそのご家族が安心して生活できるように、身近な相談窓口をご紹介します。

相談
無料

共に生き
共に支え合う
まちづくりを
目指して

地域活動支援センターあけぼの

障害のある人の地域生活を、相談や日中活動の提供によって支援している香南市指定相談事業所です。

☎57-7180 (香南市夜須町坪井16番1 夜須福祉センター2階)
開所日:平日9:00~17:00 (日中活動は第1・3土曜日実施しています)



▲就労支援プログラムの学習会であいさつの練習をしている様子

◆このような支援をしています◆

- 生活や仕事上の困りごとなどへの対応と一緒に考えます
- 居場所・趣味活動の場を提供します (憩いの部屋・ガーデニング・パソコン教室・絵画教室など)
- 就労に向けた支援をします (学習会・清掃活動・事業所見学・ハローワークへの同行など)
- 福祉サービスの利用をお手伝いします (ヘルパー利用・障害年金等の手続きなど)

その他、相談内容に応じた支援をしています。

障害者相談員

障害者相談員は、地域で暮らす皆さんの、より身近な相談窓口として身体障害者相談員4人、知的障害者相談員1人の方に、香南市長が委嘱しています。皆さんからの様々な相談に応じ、必要な情報提供や助言などを行っています。相談があったことは秘密を守りますので、安心してご相談ください。

身体障害者相談員(50音順)

- 大前京子(吉川町) ☎55-5505
- 岡崎法子(野市町) ☎56-2089
- 松木雅久(野市町) ☎56-0075
- 横田鈴子(香我美町) ☎55-4007

知的障害者相談員

- 住江直子(野市町) ☎56-5705

お気軽に
お電話を

